◇がん登録等の推進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二五九号）（厚生労働省）

がん登録等の推進に関する法律（平成二五年法律第一一一号）の施行期日は、平成二八年一月一日とすることとした。ただし、同法第一五条第二項及び第三項の規定の施行期日は、平成二六年七月一七日とすることとした。

◇がん登録等の推進に関する法律第十五条第二項の審議会等を定める政令（政令第二六〇号）（厚生労働省）

1　がん登録等の推進に関する法律（平成二五年法律第一一一号。以下「法」という。）第一五条第二項の審議会等で政令で定めるものを厚生科学審議会とすることとした。（本則関係）

2　厚生科学審議会令（平成一二年政令第二八三号）の一部を改正し、厚生科学審議会は、法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理することとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、法第一五条第二項の規定の施行の日（平成二六年七月一七日）から施行することとした。

◇独立行政法人日本医療研究開発機構法施行令（政令第二六一号）（内閣府）

1　教育公務員の範囲

独立行政法人日本医療研究開発機構法（以下「法」という。）第一一条の政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とすることとした。（第一条関係）

㈠　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）

㈡　国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で㈠に掲げる者に準ずるもの

2　研究公務員の範囲

法第一一条の政令で定める研究公務員は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二〇年法律第六三号）第二条第七項に規定する試験研究機関等に勤務する国家公務員であって、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二五年法律第九五号）の適用を受けるもののうち、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の級が三級以上の級であるもの及び指定職俸給表の適用を受ける職員とすることとした。（第二条関係）

3　独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時において承継される国の権利及び義務

法附則第二条第一項の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とすることとした。（附則第二条関係）

㈠　文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣の所管に属する物品のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものに関する権利及び義務

㈡　法第一六条各号に掲げる業務に関し国が有する権利及び義務のうち㈠に掲げるもの以外のものであって、文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するもの

4　国の有する権利及び義務の承継の際出資があったものとされる財産

法附則第二条第二項の政令で定める財産は、3の㈡の規定により文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定した権利に係る財産のうち、それぞれ文部科学大臣、厚生労働大臣又は経済産業大臣が指定するものとした。（附則第三条関係）

5　独立行政法人日本医療研究開発機構が承継する資産に係る評価委員の任命等

㈠　法附則第二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。㈡及び㈢において同じ。）の評価委員は、次に掲げる者につき内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が任命するものとした。（附則第四条第一項関係）

(1)　内閣府の職員　一人
(2)　財務省の職員　一人
(3)　文部科学省の職員　一人
(4)　厚生労働省の職員　一人
(5)　経済産業省の職員　一人
(6)　独立行政法人日本医療研究開発機構の役員（独立行政法人日本医療研究開発機構が成立するまでの間は、独立行政法人日本医療研究開発機構に係る独立行政法人通則法（平成一一年法律第一〇三号）第一五条第一項の設立委員）　一人
(7)　学識経験のある者　一人

㈡　法附則第二条第三項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとした。（附則第四条第二項関係）

㈢　法附則第二条第三項の規定による評価に関する庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官において処理することとした。（附則第四条第三項関係）

6　独立行政法人日本医療研究開発機構の成立の時において承継される独立行政法人医薬基盤研究所の権利及び義務

法附則第三条第一項の政令で定める権利及び義務は、法附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成一六年法律第一三五号）第一五条第一号ロ及び第三号に掲げる業務に関し独立行政法人医薬基盤研究所が有する権利及び義務であって、厚生労働大臣が指定するものとした。（附則第五条関係）

7　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正

独立行政法人日本医療研究開発機構に係る積立金の処分に係る承認の手続、国庫納付金の納付の手続及び国庫納付金の帰属する会計を定めることとした。（附則第一三条関係）

8　内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正

内閣府独立行政法人評価委員会に日本医療研究開発機構分科会を置くこととした。（附則第一四条関係）

9　関係政令の整備

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第六条～第一二条・第一五条関係）

10　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。ただし、附則第六条から第一一条まで、第一三条及び第一五条の規定は、平成二七年四月一日から施行することとした。